

「農業と生物機能の高度活用による新価値創造に関する研究会」の開催について

## 1. 趣旨

近年、遺伝子組換え（以下、GM）カイコによる医薬品生産の実用化、GM イネによる医薬成分生産技術の開発など、農作物が有する生物機能の高度活用によって、従来用途とは全く異なり、既成の価値観を変える製品が生み出されつつある。

ビッグデータの時代を迎え、分析装置の高性能化、データ解析技術の高度化・低コスト化を背景に、膨大で多様な生物情報の取得・解析の中から新たな示唆を見出し、従来にはない物質生産を目指す動きは、イノベーションによる新価値創出として期待されている。

一方、目的とする生産物の種類や用途、成分、生産に用いる技術等によって、どのような考え方に基づいて生産管理・品質管理が求められるのか、特に野外生産の場合は必ずしも明らかになっていない場合がある。

このため、標記研究会を開催し、生物機能を活用した取組の現状と課題や、革新技術が早期に社会実装されるための適切な環境整備の方向性を検討するものとする。

## 2. 研究会の構成

研究会は、学識経験者、産業界有識者、生産者及び自治体関係者等の委員で構成する。また、農林水産技術会議事務局長（以下、「事務局長」という。）が必要と認める者が参加できることとする。なお、研究会の委員には事務局長が必要と認める者を追加できるものとする。

## 3. 運営

(1) 研究会には座長を置くこととし、研究会の議事進行は座長が行う。座長は委員の互選により選任するものとする。座長は座長代理を指名できる。

(2) 研究会は公開とするが、企業秘密又は研究開発上の秘密に触れることになる場合等、座長が必要と判断したときは、研究会を非公開とし、資料等を非公表とすることが出来る。

(3) 研究会の議事録等については、公表する。

## 4. 事務局

研究会の事務局は、農林水産省農林水産技術会議事務局研究開発官（基礎・基盤、環境）室及び経済産業省商務情報政策局生物化学産業課において処理する。